

# 耕論

## 元最高裁判事 原発訴訟を語る

オピニオン

女川原発など2件の上告審を担当した

もとほら としふみ  
元原 利文さん



磯村健太郎撮影

私は最高裁判事在任中に、女川原発と志賀原発1号機の運転差し止めを求めた2件の訴訟の上告審を担当しました。女川原発訴訟では裁判長を務めました。いずれも原告住民側の上告を棄却する決定を2000年にしましたが、事件

の詳細はよく記憶していません。覚えていないのは特別なことではありません。そういう仕組みなのです。3年8カ月の任期中に約5500件の事件を担当しました。月平均125件の裁判に関与した計算

になります。膨大な訴訟記録や当事者の主張のすべてに目を通してはいてはともこれだけの事件は処理できませんから、職業裁判官出身の優秀な調査官がついて、上告理由に当たるかどうかなどの観点からあらかじめ事件を振り分けてくれます。例えば民事事件では、最高裁は原告などが二審判決に憲法違反があると主張する場合や最高裁判例に反する判断がある場合など、法令解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合にのみ

31年生まれ。55年弁護士登録。神戸弁護士会長、日本弁護士連合会副会長などを経て、97年から01年まで最高裁判事。

### 世論と証拠が裁判所を変える

先に挙げた2件の原発訴訟についても合議を開いて議論した記憶はありませんから、おそらく調査官の意見通りに「上告棄却」となったケースだろうと思います。

学者出身で「もんじゅ」訴訟にかかわった

そのべ いっお  
園部 逸夫さん



鈴木好之撮影

私は「もんじゅ」訴訟のうち、そもそも住民に訴えを起こす資格(原告適格)があるかどうか争われた裁判にかかりました。福井県の住民が85年、国を相手取って設置許可を取り消すよう求めた訴訟の第1ラウンドです。私たち

最高裁判事は、事故が起きたら相対的な範囲に被害が及ぶとの認識を共有していました。ですから高裁より広く認めようと、92年、全員に原告適格を認め、地裁に差し戻しました。問題は私たちの手を離れたあと

### 国策に立ち入る判断しにくい

29年生まれ。京都大助教授から裁判官の道へ。東京高裁判事や最高裁上席調査官などを務める。その後、筑波大と成蹊大の教授を経て89〜99年に最高裁判事。

の第2ラウンドです。もんじゅの安全性をめぐる実質的な審理が始まり、高裁は原告の訴えを認めました。全国各地の原発訴訟で原告が勝ったのは2件だけなので、その1件がこれです。ところが、最高裁は05年、逆転敗訴の判決を言い渡しました。

#### ■最高裁の逃げ道

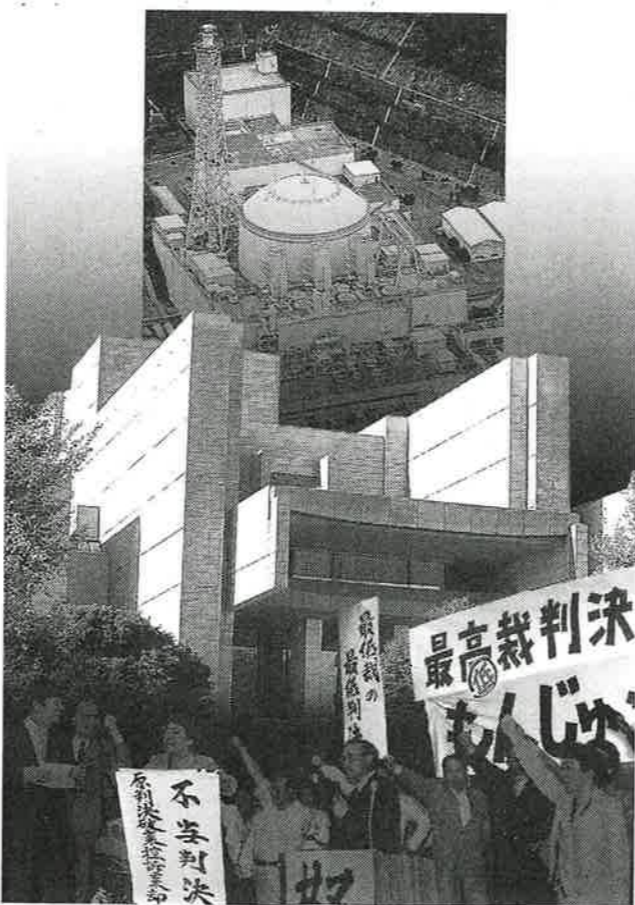
高裁の判事は難しい技術についても懸命に調べて、原告勝訴の判

決を書いたはず。残念だったでしょうね。だけど原発訴訟ではこういうことが起こると思います。最高裁には、行政庁の言うことは基本的に正しいという感覚があるのです。それを理屈立てするために「行政庁の自由裁量」という逃げ道が用意されています。一つは「専門技術裁量」といいます。安全性について「看過しがたい過誤・欠落」がない限り、高度の専門知識を備えた行政庁の判断を尊重するわけです。

もう一つは「政治的裁量」で、例えば「経済活動に原発は必要」といった行政の政治的判断にゆだねる。特に最高裁は、地裁・高裁よりも国策的な問題について軽々に判断しにくいのです。

「もんじゅ」の差し戻し審に対して原告などから「最高裁は法律審。高裁判決が法的に問題ないかだけを見るべきだ」との批判があります。しかし事実を再確認することはありますよ。そうではな

原発をめぐる訴訟で、最高裁が原告に寄り添う判決を出した印象はほとんどない。「最後のよりこころ」と信じる人々の声は届いていないのか。3月の原発事故で変わることはあるのだろうか。最高裁判事を務めた2人が語った。



コラージュ・前川 明子 / The Asahi Shimbun

#### 原発訴訟

安全性をめぐる争いで原告が勝った判決は03年「もんじゅ」差し戻し控訴審と06年「志賀原発2号機」訴訟の一審のみ。最高裁は92年、愛媛県の伊方原発をめぐる行政訴訟で「行政庁の裁量権」を尊重する判決を出し、これが司法の流れをつくったとされる。

審理・判決ができるからです。

#### ■下級審で勝負を

調査官は上告趣意書などを読んで、上告あるいは上告受理案件に当たらないことが明らかになるものは、判事が一堂に会して合議することなく結論を出せると考える旨の意見をつけて、主任裁判官に回します。主任裁判官は記録を読んで合議にかけるべきかどうかなどについての意見を書いた「主任メモ」をつけて、各判事に回します。各判事に異議がなければ、合議が開かれず持ち回り審理によって処理されることとなります。全事件の9割以上は持ち回り審理によって「上告棄却」か「不受理」になつていったと思います。

決を書いたはず。残念だったでしょうね。だけど原発訴訟ではこういうことが起ると思っています。

最高裁には、行政庁の言うことが基本的に正しいという感覚があるのです。それを理屈立てるために「行政庁の自由裁量」という逃げ道が用意されています。一つは「専門技術裁量」といいます。安全性について「看過しがたい過誤・欠落」がない限り、高度の専門知識を備えた行政庁の判断を尊重するわけです。

もう一つは「政治的裁量」で、例えば「経済活動に原発は必要」といった行政の政治的判断にゆだねる。特に最高裁は、地裁・高裁よりも国家的な問題について軽々に判断しにくいのです。

「もんじゅ」の差し戻し審に対して原告などから「最高裁は法律審。高裁判決が法的に問題ないかだけを見るべきだ」との批判があります。しかし事実を再確認することはありません。さうでなければ、最高裁の存在意義がなくな

**原発訴訟**  
安全性をめぐる争いで原告が勝った判決は03年「もんじゅ」差し戻し控訴審と06年「志賀原発2号機」訴訟の一審のみ。最高裁は92年、愛媛県の伊方原発をめぐる行政訴訟で「行政庁の裁量権」を尊重する判決を出し、これが司法の流れをつくったとされる。

審理・判決ができるからです。

### 下級審で勝負を

調査官は上告趣意書などを読んで、上告あるいは上告受理案件に当たらないことが明らかになるものは、判事が一堂に会して合議することなく結論を出せる。考える旨の意見をつけて、主任裁判官に回します。主任裁判官は記録を讀んで合議にかけるべきかどうかなどについての意見を書いた「主任メモ」をつけて、各判事に回します。各判事に異議がなければ、合議が開かれず持ち回り審理によって処理されることとなります。全事件の9割以上は持ち回り審理によって「上告棄却」か「不受理」になっていたと思えます。

先に挙げた2件の原発訴訟についても合議を開いて議論した記憶はありませんから、おそらく調査官の意見通りに「上告棄却」となったケースだろうと思えます。

れば、最高裁の存在意義がなくなります。とはいえ、実際に高裁判決をひっくり返すことは、よほどの場合でない限りありません。もんじゅの差し戻し審は「よほどのこと」だったわけでしょう。

この経緯は、高裁と最高裁の関係を典型的に示していると思えます。最高裁では「常識的な判断」というものが出てくる。まことにいわく言いがたい……国策からむ問題に深く立ち入って判断をすることへの「消極的な感覚」で、そういうものがあるのです。

### 「行政裁判所」を

では、どうしたらいいのか。それには司法システムの改革が欠かせません。

日本の裁判所には民事と刑事しかありません。行政訴訟は、民事のなかで扱います。ふだん家庭内の争いや自動車事故の損害賠償を扱っている者が、いきなり原発訴訟を担当しろと言われても無理です。もちろん、訴訟を起してもらうっていいのです。でも本当を言えば、原発問題をいきなり持ち込まれても……。裁判官には、高度な科学技術の資料を理解する時間も労力も与えられていません。米国には、原子力規制委員会

上告審の帰趨は下級審の段階でどれだけきちんと主張と証拠が提出されていたかで決まるのです。ですから判事退任後、私は後輩の弁護士には「裁判は一審が勝負だ」と助言しています。それは上級審になるにつれて裁判官1人当たりの担当事件数が増えるので、一つ一つの事件にじっくり向き合って審理ができなくなるからです。特に最高裁は事実審ではありませんから、二審までに出された証拠しか検討の対象にしません。

### 国策であっても

また、職業裁判官の中に「自分たちは国民から選挙で選ばれたわけではないから、選挙で選ばれた議員で構成される国会や内閣が決めた国策を否定するような判決は出せない」といった議論をする方がおられますが、国策でも間違っているものは、裁判所は「間違っている」と言うべきです。

実際、最高裁は今年3月、衆院の「一票の格差」に関して「違憲状態」とする判決を出しました。私は在任中、11件の事件で反対意見を書きましたが、うち3件は衆院・参院の定数訴訟でした。定数訴訟は当初、高裁で違憲判決が相次ぎましたが、最高裁では

(NRC)のような行政委員会があります。行政のなかに「行政裁判所」もいて裁判所的な役割を果たし、専門技術的な意見を徹底的にぶつけ合う。さうやって、安全を担保する「実質的証拠」と呼ぶものを導き出します。それでも住民らに不満があれば、裁判所に訴えるわけです。裁判所は、安全性などの事実認定よりも法律的な観点から調べる場なのです。

連邦最高裁のなかでも、日本とは違います。判事のもとで判決文の起草にかかわる調査官は、ロースクール出たてながら飛び抜けて優秀な若者たちが採用されています。判事と調査官の間には自由な議論があり、良い意味での緊張関係があります。日本のように、裁判官のエリートコースを歩む調査官が「失敗したら大変だ」と無難にふるまったら、どうしても司法の流れは保守的になりますよ。

私は「行政裁判所」的なシステムをつくらねばならないと思えます。原発問題に絞った「原子力裁判所」なのか、米国の行政委員会のような機構かともかく、現代に対応できる専門的な仕組みです。東日本大震災を経て、司法にとっても原発はそれほど大変な問題だと、改めて感じています。

(聞き手・磯村健太郎)

キャリア裁判官、検察官、行政官出身の判事が「合憲」とする多数意見、弁護士や学者出身者が「違憲」とする反対意見を形成するという構図でした。ところが、外交官出身の福田博判事(95～05年在任)が諸外国の例を引きながら「2倍の格差は到底適法とは認められず、可能な限り1対1に近づけなければならない」とするものが、文明社会における常識」と批判する反対意見を述べた後、キャリア裁判官出身の判事にも「違憲」という人が現れ始めました。

原発訴訟が、定数訴訟のような展開にならなかったのは、危険性についての論議が浅く、運転差し止めや原子炉設置許可無効の判決が下級審で2件しか出ていなかったからだと思います。原発差し止めの下級審判決がもっと多く出ていけば、それに同調する世論も高まり、最高裁ももっと正面からこの問題に取り組んでいたかもしれない。

私は、今後起こされる原発訴訟では、裁判所の判断が大きく変わると予想しています。3月の原発事故の原因説明が進み、事故発生メカニズムが明らかになれば、一審段階で出される証拠の量と厚みが格段に違ってくるからです。

(聞き手・山口栄二)